



住所 宇城市小川町江頭33番地

宇城市ビジネスサポートセンター(通称「BizSapo」)は、市内で起業を目指す人の拠点。オフィスや会議などに活用できるオフィスルームやコワーキングスペースなどからなる「OGAWA Lab.」と2棟のコンテナハウス「うきコテナ」があります。

昨年12月にうきコテナに開業した2つの事業所に続き、今年3月、オフィスにも事業所が開設しました。

## BizSapoを 活用してみませんか

起業をお考えの皆さん



### Relaxation salon アンwind Unwind



LINE



Instagram



UNWIND\_UKI



料金 フェイシャル 5,000円  
毛穴エクストラクション 8,500円  
全身脱毛 初回6,800円  
営業日時 月曜～土曜 9:00～18:00  
☎清水 ☎080-4312-1448

### 起業内容は何ですか？

エステと脱毛をしています。エステはシミの改善や毛穴ケアを中心に、脱毛はキッズやメンズにも対応しています。美容学生の頃から自分のお店を持つのが夢で、生まれ育った宇城市で開業したいという思いがありました。今は中学生から60代の方まで来店いただいています。

### 目標は何ですか？

老若男女問わず、肌トラブルでお悩みの方に頼ってもらえるサロンにしていきたいです。お肌のこと、脱毛のことならお任せください。

無料  
Wi-Fi 完備

## おがわラボ OGAWA Lab.

☎地域振興課 ☎32-1906

### ミーティングルーム

会議室として。  
使用料 500円/時間

### セミナールーム

セミナーや講演会、会議などに。  
使用料 500円/時間

ビジネス目的での利用は、使用料が減免される場合があります。



コンテナハウスでは2店舗が元気に営業中



### コワーキングスペース

共有の仕事場や少人数の打ち合わせに。

使用料 100円/1人1時間



### イベント広場

マルシェや地域行事、お祭りなどに。水道や電源を完備しています。

使用料 3,000円/日

利用者募集中  
イベントを  
主催  
しませんか

## 保健

### 野菜を買いおう！食べよう！ キャンペーン

皆さん、毎日の食事で野菜は足りていますか。8月31日の「野菜の日」にちなんで、野菜を買って、食べて、すてきな賞品が当たるキャンペーンを実施します。「さしより野菜・たっぷり野菜」を実践し、健康について考えてみましょう。



**期間** 8月20日(土)～10月31日(日)  
**対象** 対象のさしより野菜協力店で野菜を購入または野菜料理を食べた人  
**参加方法** 店舗に設置している二次元バーコード、応募券  
**賞品** 抽選で100人に総額10万円分、最大5000円分  
**賞品例** 宇城市内で使える商品券、さしより野菜オリジナルミニエコバッグ

☎市保健福祉センター  
(32)7100



参加店舗はこちら市HP

## 豊野町コミュニティセンター講座

### ストレッチヨガ

**日程** 9月2日～12月2日  
(第1・3金、月2回)  
**時間** 13時30分～15時  
**場所** 豊野町コミュニティセンター  
**対象** 18歳以上の宇城市民  
**定員** 先着15人  
**講師** ナディヨガスクール 公認講師 ヒロエ  
※ヨガマットなどは各自で用意してください。



### ぶらり・ウキ・歴史探訪

宇城市内の史跡を巡ります。学芸員の詳しい解説付き。  
**日程** 9月22日～令和5年1月26日  
(第4金、月1回)  
**時間** 13時30分～16時  
**場所** 豊野町コミュニティセンター、市内史跡  
**定員** 先着8人(新規受講生優先)



### ■ 共通事項

**参加費** 無料  
**募集期間** 8月8日(月)～12日(金)  
**申込方法** 電話  
※講座内で人権学習を行います。  
☎豊野町コミュニティセンター  
☎45-2955(平日8時30分～17時15分)

### 小学生走り方教室

スポーツの秋に向けて、体を動かして走り方の基礎を学びます。  
**日時** 9月19日(日) ①10時 ②13時30分(90分程度)  
**場所** ウイングまつばせ  
**参加費** 500円/人  
**定員** ①・②各先着20人  
**申込方法** 電話、申し込みフォーム  
**受付開始日時** 8月23日(火) 9時

☎ウイングまつばせ ☎(32)5555



申し込み  
フォーム  
HP

## 事業者向け

### 農業者の皆さんの今後の備えに 農業者年金に加入を

農業者年金は、農業者が任意で加入する年金です。条件を満たすと、保険料の補助を受けることができます。

**対象** ・20歳以上65歳未満の人  
・国民年金第1号被保険者  
・年間60日以上農業に従事している人  
※60歳以上の人は、国民年金の任



### 農作物や農業用施設が被災したら 写真で記録を

農作物や農業用施設・機械が自然災害の被害を受けた場合、状況が分かる記録を残してください。支援事業が始まる場合に必要になります。



意加入が必要です。  
☎農業委員会事務局  
(32)1341

☎農政課 ☎(32)1641

詳しくは6月号または市HP



### 消費税・地方消費税(個人事業者) 中間申告と納付

次の人は消費税・地方消費税の中間申告と納付が必要です。  
**対象** 個人事業者で、令和3年分の確定消費税(地方消費税は除く)が48万円を超える人  
事業状況が令和3年と著しく異なる場合などは、仮決算を行い、再計算した消費税額・地方消費税額で中間申告と納付ができます。

☎宇土税務署 ☎(22)0410



申告期限なら  
はこちら  
国税庁  
HP

### 工事を行う前に 遺跡かどうかの確認を

市内には約300カ所の遺跡があります。造成工事や住宅の建設、側溝の設置などの土の掘削を伴う工事の予定がある場合は、事前に連絡してください。遺跡の範囲内で行う工事の場合、着工の60日前までに届け出が必要です。



☎文化スポーツ課  
(32)1954